

令和4年度調剤報酬改定に係る経過措置

点数	該当部分	経過措置期限	備考
調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局（後発医薬品減算）	注8（後発医薬品減算 ▲5点） ➤ 後発医薬品の数量割合が5割以下	令和4年 9月30日	・後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定の施設基準については、現在の規定を適用する（減算は5点が適用される）。
地域支援体制加算1・2	地域支援体制加算の施設基準	令和5年 3月31日	<p>・令和4年3月末日時点で調剤基本料1を算定していた保険薬局であって、令和4年4月から調剤基本料3の八を算定することとなったものについては、調剤基本料1を算定している保険薬局とみなし、要件を満たせば地域支援体制加算1・2を算定可能（※調剤基本料については3の八を算定）。</p> <p>・令和4年3月末日時点で調剤基本料1を算定していた保険薬局であって、従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績（調剤基本料1の場合）」を満たしているとして地域支援体制加算の届出を行っているものについては、「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとする。</p>
地域支援体制加算3・4	調剤基本料1以外を算定している保険薬局において、適用される実績要件	令和5年 3月31日	<p>・令和4年3月末日時点で調剤基本料1以外を算定していた保険薬局であって、従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績（調剤基本料1以外の場合）」を満たしているとして地域支援体制加算の届出を行っているものについては、「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとする。</p>

※通知1：令和4年3月4日、保医発0304第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

※通知2：令和4年3月4日、保医発0304第3号「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」